



一宮町低所得世帯支援金給付事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金こども加算）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 6 月 28 日

一宮町長

馬淵昌也 

一宮町告示第 44 号

一宮町低所得世帯支援金給付事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金こども加算）支給事務実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）に盛り込まれた令和 6 年度における新たに住民税非課税等になる世帯への給付金の加算として、当該支給対象者（世帯主）の世帯員である 18 歳以下の児童 1 人あたり 5 万円を低所得者支援として実施する、低所得世帯支援金給付事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金こども加算）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 一宮町低所得世帯支援給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金こども加算）（以下「価格高騰重点支援給付金（こども加算）」という。）は、前条の目的を達するために、本町によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 価格高騰重点支援給付金(こども加算)の支給対象者は、令和6年6月3日(以下「基準日」という。)において、本町の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。)に記録されており、令和6年度一宮町低所得世帯支援金給付事業(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金)支給事務実施要綱(令和6年度一宮町告示第43号)の対象世帯のうち、18歳以下の児童のいる世帯の世帯主とする。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して、支給する価格高騰重点支援給付金(こども加算)の金額は、対象児童1人につき5万円とする。

2 価格高騰重点支援給付金(こども加算)の対象児童は、支給対象者と同じの世帯に属する18歳以下の児童(平成18年4月2日から基準日までに出生した者)及び基準日の翌日から本町が定める令和6年10月1日までに出生した者(以下「新生児」という。)とする。ただし、18歳以下の世帯主は除く。

3 前項の規定にかかわらず、支給対象者と生計を同一にしていない者は、対象児童の要件を満たさないものとする。

4 支給対象者となる世帯主が同一の世帯に属さない18歳以下の児童と生計を同一にする旨の申出を、別に定める申出書により受けた場合は、当該支給対象者の属する世帯において、当該18歳以下の児童は対象児童の要件を満たすものとする。

(受給権者)

第5条 価格高騰重点支援給付金(子ども加算)の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者。)とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法

(昭和 22 年法律第 164 号)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)及び老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、国の方針に準ずる。

(別居監護する子がいる場合の取扱い)

第 6 条 基準日において、支給対象者が児童と同居しないでこれを監護し、かつ、生計を同じくする場合であって、他の支給対象者となる世帯主が同一世帯にいない児童に限っては、当該事実を明らかにすることができる書類を添えて申出を受けた上で、価格高騰重点支援給付金(こども加算)の対象児童として取り扱うものとする。

(支給の方式)

第 7 条 価格高騰重点支援給付金(こども加算)の支給を受けようとする者は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書(別記第 1 号様式)により、申請するものとする。

2 確認書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が確認書を郵送により本町に提出し、本町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が確認書を本町の窓口に提出し、本町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は本町の窓口において本町に提出し、本町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、価格高騰重点支援給付金(こども加算)の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第 8 条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 配偶者、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族
- (3) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (4) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 代理人が価格高騰重点支援給付金（こども加算）の確認書の提出をするときは、確認書の代理人欄への記載を行う。また、この場合、町長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 町長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（申請期限）

第9条 価格高騰重点支援給付金（こども加算）の申請受付開始日は、町長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限は、令和6年10月15日とする。

（支給の決定）

第10条 町長は、第7条の規定により確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し価格高騰重点支援給付金（こども加算）を支給する。

（価格高騰重点支援給付金（こども加算）の支給等に関する周知等）

第11条 町長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の確認書の申請期限までに第7条第2項の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が価格高騰重点支援給付金（こども

加算)の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第10条の規定による確認書を受理した後、又は、支給決定を行った後、確認書の不備による振込不能等があり、本町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正の手段により価格高騰重点支援給付金(こども加算)の支給を受けた者に対しては、支給を行った価格高騰重点支援給付金(こども加算)の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 価格高騰重点支援給付金(こども加算)の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

